目 平成十一年法律第九十七号 厚生労働省設置法

総則 (第一条)

厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第二節 厚生労働省の設置 (第二条)

厚生労働省の任務及び所掌事務

(第三条・第四条)

本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職 (第五条)

第二節 審議会等(第六条―第十五条の二)

第三節 施設等機関(第十六条)

第四節 地方支分部局(第十七条—第二十四条) 特別の機関(第十六条の二―第十六条の

第四章 中央労働委員会 (第二十五条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、厚生労働省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲 ることを目的とする。 の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定め

第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 厚生労働省の設置

第二条 国家行政組織法 働省を設置する。 (昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、 厚生労

厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務

び職業の確保を図ることを任務とする。 福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及 厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会

族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。 前項に定めるもののほか、厚生労働省は、引揚援護、戦傷病者、 戦没者遺族、 未帰還者留守家

前二項に定めるもののほか、厚生労働省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に

- 厚生労働省は、前項の任務を遂行するに当たり、関する内閣の事務を助けることを任務とする。 内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさど

三 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関する二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

対処に関すること。 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、 又は生じるおそれがある緊急の事態 へ の

労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

医療の指導及び監督に関すること。

医療機関の整備に関すること。

医師及び歯科医師に関すること。

の他医療関係者に関すること。 学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理 言語聴覚士そ

生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること。 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。

業、製造業、販売業、貸与業及び修理業(化粧品にあっては、研究及び開発に係る部分に限十六 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売 る。)の発達、改善及び調整に関すること。

十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること(内閣府の所掌に属する 明等推進計画の策定及び推進に関すること。 〒六の二 死因究明等推進基本法(令和元年法律第三十三号)第十九条第一項に規定する死因究

十七の二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第十条第一項に規定するがん対策推進 ものを除く。)。

基本計画の策定及び推進に関すること。

-七の三 肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)第九条第一項に規定する肝炎対策基 本指針の策定に関すること。

るアレルギー疾患対策基本指針の策定に関すること。十七の四 アレルギー疾患対策基本法(平成二十六年法律第九十八号)第十一条第一項に規定す

基本法(平成三十年法律第百五号)第九条第一項に規定する循環器病対策推進基本計画の策定十七の五(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する 及び推進に関すること。

衛生教育に関すること。

感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

臓器の移植に関すること。

<u>-</u> + -二十の二 造血幹細胞移植に関すること。

二十一の二 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) の規定による小児慢性特定疾病医療 費の支給等に関すること。 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。

二十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。

二十三 栄養士、管理栄養士、調理師及び製菓衛生師に関すること、

十四四 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 十 五 二十六 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること

二十七 ニング所の衛生に関すること。 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。 旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリ

二十八 適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第二条第一項各号に掲げる営一十八 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の 業の発達、改善及び調整に関すること。

国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。

```
三十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         四十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    四
十
五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       四十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           四十三
                                                                                              五十五
                                                                                                                五十四四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               三十四
                                                                                                                                     五十三
                                                                                                                                                                                             五十二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
                                                                                                                                                                                                                                                                                            四十九 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の規定による退職金共済に関す四十八 勤労者の財産形成の促進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       四十七の二 過労死等防止対策推進法(平成二十六年法律第百号)第七条第一項に規定する大綱
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              四十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       四十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          四十 第三号、第四号及び第九号から前号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       三十九 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること(内閣府の所掌に属するものを
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       三十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   三十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     三十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。)。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。一十五(人の健康を損なうおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製
                                                                                                                                                                                                                                                                           ること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    の作成及び推進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              う。)の取締りに関すること(内閣府の所掌に属するものを除く。)。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ(第十六条第二項において「食品等」とい
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         危害の発生及び拡大の防止に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                性及び安全性の確保に関すること。
                                                                            監督に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          関すること。
開発に関すること。
                                                                                                                                                                          (昭和四十一年法律第百三十二号)第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  医薬品、医薬部外品、化粧品、
                                                                                                                                                                                                                                                       労働者の保護及び福利厚生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
                                                      高年齢者の雇用の確保及び再就職の促進並びに就業の機会の確保に関すること
                                                                                              職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、
                                                                                                                                                                                                              労働金庫の事業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    労働衛生に関すること(労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          児童の使用の禁止に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              労働能率の増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    労働契約、賃金の支払、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  薬剤師に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること
                                                                                                                                    労働力需給の調整に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  毒物及び劇物の取締りに関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の
                 地域雇用開発促進法
                                                                                                                政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       産業安全(鉱山における保安を除く。)に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             採血業の監督及び献血の推進その他の血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。
                                 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                    労働者協同組合に関すること。
                 (昭和六十二年法律第二十三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      最低賃金、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の品質、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    労働時間、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    休息、
                                                                                              労働者供給事業及び労働者派遣事業の
                 第二条第一項に規定する地域
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    災害補償その
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    他の労働条件に関す
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     有効
                  雇用
                 九 九 九 九 九
十 十 十 十 十
九 八 七 六 五
                                                                                                              九 九十四三
                                                                                                                                                     九十二
                                                                                                                                                                                             九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    七十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      七十一
                                                                                                                                                                          九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                八十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        八十四 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十二条第一項に規定す
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       七十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            七十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  六十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               六十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    七十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 こと。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    るアルコール健康障害対策推進基本計画の策定(変更に係るものに限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           自殺総合対策大綱をいう。)の作成及び推進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          の他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         び向上に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       障害者の保健の向上に関すること。
                                                                                                                                                                                              船員保険事業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       家内労働者の福祉の増進に関すること。
揚援護に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             自殺総合対策大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第十二条に規定する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         第五十三号から前号までに掲げるもののほ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 精神保健福祉士に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     勤労青少年の福祉の増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    失業対策その他雇用機会の確保に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                        地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                           老人の保健の向上に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                            老人の福祉の増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           障害者の福祉の増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              第七十四号から前号までに掲げるもののほ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    家族労働問題及び家事使用人に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          政府が管掌する雇用保険事業に関すること。
                                                                                                              政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。
                                                                                                                                    医療保険制度の調整に関すること。
                                                                                                                                                     後期高齢者医療制度に関すること。
                                                                                                                                                                                                                 健康保険事業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                    介護保険事業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四条第二項に規定する事業主そ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      公共職業訓練に関すること。
                                     年金制度の調整に関すること。
                                                                          国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の
                                                                                              政府が管掌する国民年金事業に関すること。
                                                                                                                                                                          国民健康保険事業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    消費生活協同組合の事業に関すること。
                                                         確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関すること
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              か、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          か、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              国民生活の保護及び指導に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          職業の安定に関すること。
                                                                             事業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       及び推進に関する
```

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。 墓参及びこれらに類する事業に関すること。

百三 前号に掲げるもののほか、旧陸海軍の残務の整理に関すること。

百 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。

百五. 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

百六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

所掌事務に係る国際協力に関すること。

させられた事務

前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき厚生労働省に属 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと

省の所掌事務としない。 る。)、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、 る。)、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働六号、第六十七号、第六十八号(育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る部分に限 第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六十 前項の規定にかかわらず、同項第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十八号から

3 案並びに総合調整に関する事務をつかさどる 決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立 第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において 一項に定めるもののほか、厚生労働省は、前条第三項の任務を達成するため、 同条第一項及

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

(厚生労働審議官及び医務技監)

第五条 厚生労働省に、厚生労働審議官一人及び医務技監一人を置く。

整理する。 厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括

3 るものに限る。)を統理する。 医務技監は、命を受けて、 厚生労働省の所掌事務に係る技術(医学的知見を活用する必要があ

第二節 審議会等

(設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

厚生科学審議会 社会保障審議会

労働政策審議会

薬事審議会 医道審議会

省に置かれるものは、次のとおりとする。 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本

がん対策推進協議会

肝炎対策推進協議会

アレルギー疾患対策推進協議会

循環器病対策推進協議会

医薬品等行政評価·監視委員会

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

特定石綿被害建設業務労働者等認定審查会

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協 議会

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

第七条 (社会保障審議会)

社会保障審議会は、 次に掲げる事務をつかさどる。

厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議するこ厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。

医療法 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。 (昭和二十三年法律第二百五号)、児童福祉法、社会福祉法 (昭和二十六年法律第

兀

法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、高齢者の医療の確保に関する法律律第百二十三号)、介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)、健康保険法(平成九年法った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)、介護保険法(平成九年法祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行 法律(平成十九年法律第百三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するこ 四十一号)、年金積立金管理運用独立行政法人法 (平成十六年法律第百五号)、日本年金機構法 七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百 十五号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福 (平成十九年法律第百九号) 及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する (昭和五十七年法律第八十号)、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十

保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会

2

(厚生科学審議会)

第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事

公衆衛生に関する重要事項

前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。 法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療前号口に掲げる重要事項に関し、原生労働フトニュートニュー

る医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び食品衛生法の規定によりその権限に 律第二百一号)、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、難病の患者に対す 属させられた事項を処理すること。 十年法律第百十四号)、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)、検疫法(昭和二十六年法 成二十九年法律第十六号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)、臨床研究法(平

科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生

(労働政策審議会)

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。

厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、 健康管理その他に関す

る重要事項を調査審議すること。 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

(平成四年法律第九十号)、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 (平成

事項を処理すること。十六号)及び家内労働法

号)、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七

(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた

休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六ける男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児九号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野にお

- 第十条 医道審議会は、医療法、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)、歯科医師法(昭和二十年年法律第二百一号)、保健師助産師看護師法(昭和二十二年法律第二百二号)、保健師助産師看護師法(昭和二十二年法律第二百十七号)、柔摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)、柔摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あん作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あんによりその権限に属させられた事項を処理する。
- 会に関し必要な事項については、政令で定める。 全に関し必要な事項については、政令で定める。 前項に定めるもののほか、医道審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他医道審議 **
- 第十一条 薬事審議会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医和四十八年法律第百十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理 (昭和三十五年法律第百四十五号)、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第第十一条 薬事審議会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (第十一条 薬事審議会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (第1年)
- 会に関し必要な事項については、政令で定める。
 2 前項に定めるもののほか、薬事審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他薬事審議

(がん対策推進協議会)

定めるところによる。 第十一条の二 がん対策推進協議会については、がん対策基本法(これに基づく命令を含む。)の

(肝炎対策推進協議会)

(アレルギー疾患対策推進協議会)

づく命令を含む。)の定めるところによる。
づく命令を含む。)の定めるところによる。

(循環器病対策推進協議会)

第十一条の五 循環器病に係る対策に関する基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところに病その他の循環器病対策推進協議会については、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓

(医薬品等行政評価・監視委員会)

び安全性の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。第十一条の六 医薬品等行政評価・監視委員会については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及

(中央最低賃金審議会)

基づく命令を含む。) の定めるところによる。 第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号。これ

(労働保険審査会)

(過労死等防止対策推進協議会)第百二十六号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。第百二十六号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(***) かに またば (***) の定めるところによる。 命令を含む。) の定めるところによる。 第十三条の二 過労死等防止対策推進協議会については、過労死等防止対策推進法(これに基づく

(特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会)

を含む。)の定めるところによる。 労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第七十四号)(これに基づく命令第十三条の二の二 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会については、特定石綿被害建設業務

(アルコール健康障害対策関係者会議)

(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。第十三条の三 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法

(中央社会保険医療協議会)

(社会保険審査会)七号)及び高齢者の医療の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。七号)及び高齢者の医療の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。七号)及び高齢者の医療協議会については、社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十

第二百六号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 社会保険審査会については、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会)

第十五条の二 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病元患者家族に対す

第三節 施設等機関

欄に記載するとおりとする。 第十六条 本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の

	審議
検疫所	名称
港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。	所掌事務

| おいて同じ。) に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。| シ病療養所 項に規定する入所者(国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。以下この条に|国立ハンセハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第二条第三

する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる。 2 厚生労働大臣は、前項に定める所掌事務のほか、検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用

の

- を設けることができる。 厚生労働大臣は、検疫所の所掌事務を分掌させるため、 所要の地に、 検疫所の支所又は出張所
- 検疫所並びにその支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、厚生労働省令で定める。
- 5 い限り、入所者以外の者に対する医療を行わせることができる。 一項に定める所掌事務のほか、国立ハンセン病療養所に、入所者に対する医療の提供に支障がな 厚生労働大臣は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条第一項の措置として、第
- 国立ハンセン病療養所の名称、位置及び組織は、厚生労働省令で定める。
- 医師の診療又は研究のために利用させることができる。 その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立ハンセン病療養所に勤務しない医師又は歯科 国立ハンセン病療養所は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に支障がない限り、 2
- 8 して、厚生労働省令で定めるところにより、入所者に対する医療の提供に支障がない限り、その国立ハンセン病療養所は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条第一項の措置と 地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供することができる。 5 4 3

第四節

第十六条の二 別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる特別の機関で本省に置かれる ものは、次のとおりとする。 死因究明等推進本部

(死因究明等推進本部)

自殺総合対策会議

第十六条の三 死因究明等推進本部については、 む。)の定めるところによる。 死因究明等推進基本法(これに基づく命令を含

第五節 地方支分部局 第十六条の四

自殺総合対策会議については、

自殺対策基本法(これに基づく命令を含む。)

の定

(自殺総合対策会議)

めるところによる。

第十七条 本省に、 地方厚生局 次の地方支分部局を置く。

都道府県労働局

(地方厚生局)

- 第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十六 第九十七号まで、第九十九号、第百一号及び第百九号に掲げる事務を分掌する。 号まで、第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号か 十七号まで、第七十九号から第八十一号まで、第八十五号から第九十二号まで、第九十四号から ら第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号から第七 2
- 三号及び第十六号に掲げる事務(次条第二項において「こども家庭庁事務」という。)を分掌す 法(令和四年法律第七十五号)第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、こども家庭庁の所掌事務のうち、こども家庭庁設置 2 公共職業安定所の出張所の名称、
- 法律第四十八号)第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させら前二項に定めるもののほか、地方厚生局は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年 れた事務をつかさどる。
- 5 受けるものとする。 地方厚生局は、第二項の規定により分掌する事務については、こども家庭庁長官の指揮監督を
- 前項に定めるもののほか、第二項の規定により地方厚生局が分掌する事務の処理に関し必要な 内閣総理大臣と厚生労働大臣が協議して定める

- 6 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、 内閣総理大臣が告示するものと
- 指揮監督を受けるものとする。 地方厚生局は、第三項に規定する地方厚生局に属させられた事務については、 消費者庁長官の
- (地方厚生支局) 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、 政令で定める

8

- 第十九条 じ。)の一部を分掌させるため、 地方厚生局の所掌事務 所要の地に、地方厚生支局を置く。 (前条第二項及び第三項に定めるものを除く。 第五項にお いて同
- 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、こども家庭庁事務を分掌する。
- 各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。 前二項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第 項
- 地方厚生支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 地方厚生支局の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める

6

- (地方麻薬取締支所) 前条第四項から第六項までの規定は第二項の規定により地方厚生支局が分掌する事務につい 同条第七項の規定は第三項に規定する地方厚生支局に属させられた事務について準用する。
- 第二十条 厚生労働大臣は、沖縄県を管轄区域に含む地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるた
- 当分の間、地方麻薬取締支所を置くことができる。
- 地方麻薬取締支所の名称及び位置は、政令で定める。
- (都道府県労働局) 地方麻薬取締支所の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。
- 第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四 掲げる事務を分掌する。 十七号まで、第五十号、 第五十三号から第七十三号まで、第九十九号、 第百四号及び第百九号に
- 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 都道府県労働局の内部組織は、 厚生労働省令で定める。

(労働基準監督署)

- 第二十二条 都道府県労働局の所掌事務の一部を分掌させるため、 所要の地に、 労働基準監督署を
- (公共職業安定所) 労働基準監督署の名称、 位置、 管轄区域、 所掌事務及び内部組織は、 厚生労働省令で定める。
- 第二十三条 都道府県労働局の所掌事務 (前条第一項の規定により労働基準監督署に分掌された事
- 務を除く。)の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所を置く。 (公共職業安定所の出張所) 公共職業安定所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。
- 第二十四条 厚生労働大臣は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、 の地に、 公共職業安定所の出張所を置くことができる。 所要

位置、管轄区域、

所掌事務及び内部組織は、

厚生労働省令で

- 第四章 中央労働委員会
- 第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、 働委員会とする。 中央労
- 2 第二百五十七号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。 (昭和二十一年法律第二十五号)及び行政執行法人の労働関係に関する法律 中央労働委員会については、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、労働関係調整法 (昭和二十三年法律

- この法律は、 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施
- 2 るのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。 第四条第一項第七十七号の規定の適用については、当分の間、 同号中「及び介護福祉士」とあ
- 3 厚生労働省は、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、 それぞれ

期間 同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 事務

の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条定する存続厚生年金基金に関公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等同法附則第三条第十一号に規 |第一項各号に掲げる規定が効力を有する間 すること

の一部を改正する法律附則第三十八条第一項に規定する規定が効力定する存続連合会に関するこ公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等同法附則第三条第十三号に規

る規定が効力を有する間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項各号に掲げ、社会保障審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、公的年金制度の健全性

5 協議会は、本省に置く。 号)の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策 令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八

則 (平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第 施行する。 一条 この法律は、 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 から

施行期日) 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。 則 (平成一一年一二月二二日法律第一八〇号) 抄

(施行期日)

条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する 抄

第

第

(施行期日) 則 (平成一二年四月七日法律第三八号)

一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

第

(施行期日) (平成一二年四月七日法律第三九号) 抄

行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施 から施行する。 二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日

(平成一二年五月一二日法律第六〇号) 抄

施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

則 (平成一二年六月七日法律第一一一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する 施行期日)

(平成一三年四月二五日法律第三五号) 抄

6

第一条 (施行期日) この法律は、 平成十三年十月一日から施行する

(施行期日) 附 則 (平成一三年六月一五日法律第五〇号) 抄

行

|第一条 この法律は、平成十四年四月 一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

|第三十八条 この附則に規定するもののほ める。 か、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄

第一条 この法律は、 (施行期日) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 (経過措置の政令への委任 政令で定

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 Iから施

超えない範囲内において政令で定める日 第六条、第七条及び第二十八条から第二十九条の二までの規定 第一条及び第三条の規定 (第三号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して一年を 並びに附則第三条、

附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規 公布の日

(処分等の効力)

れぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそ 則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみ手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附

(政令への委任)

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定

則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、 号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各

三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、 公布の日

第三十

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。 は律の施 行に関し必要な経 1過措置

(平成一四年一二月二〇日法律第一九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条まで 規定は、 同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 十八条、附則第二十一条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他 附則第二条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第

抄

則 (平成一四年一二月二〇日法律第一九二号)

(施行期日等

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則 第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この

(施行期日) (平成一五年四月二五日法律第三〇号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十 (次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十 第二条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第六条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条

(平成一五年六月一三日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

この法律は、 公布の日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一五年七月一六日法律第一一〇号) 抄

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 から施

則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。 ぞれ当該各号に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

定 平成十七年十月一日 六条並びに附則第三十九条、第四十条、第五十九条及び第六十七条から第七十二条までの規 第九条、第十六条、第二十条、第二十三条、 第二十九条、第三十七条、第四十条及び第四十

(その他の経過措置の政令への委任)

この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定

則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項 条の規定を準用する部分に限る。)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、 び附則第三十九条の規定は、 公布の日から施行する。 (通則法第十四 附則第七条及

(政令への委任)

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定め 過措置は、政令で定める。 るもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経

(平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六六号)

抄

(施行期日) 附

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する

附 則 (平成一七年五月二日法律第三九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 から施

則 (平成一七年一一月二日法律第一〇八号) 抄

(施行期日) 附

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

抄

(施行期日) (平成一八年六月二一日法律第八三号)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 ぞれ当該各号に定める日から施行する。 それ

二及び三 略 第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二 公布の日 項

兀 条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日 で、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、 五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条ま 六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十 第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、 第四十四条、第五十七条、 第百二十六

Ŧi. びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十一条並項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二 第百八条、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十一条並

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。以下この ぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。 条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれ 法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、 、改正後のそれ後のそれぞれの

| 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければなら れに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規 ない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこ 定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、 政令で定める この法律の施行に伴い必要な経過

(平成一八年六月二一日法律第八四号)

抄

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 年四月一日 から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の項及び同表薬剤師法(昭和三十五年法律第項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一保健師 百四十六号)の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日 第三条の規定、 (薬剤師法第二十二条の改正規定を除く。)、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、 要な経過措置は、政令で定める。 この法律の施行に伴い必

(平成一八年六月二三日法律第九八号)

(施行期日) 抄

一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

る日から施行する 一条この法律は、 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

から二まで略

(政令への委任) 四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条か及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十 百二十三条から第百二十五条まで、第百二十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三から第百条まで、第百三条、第百十五条から第百十八条まで、第百二十条、第百二十一条、第 ら第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条 十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で

(平成一九年六月八日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

(平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。 ただ

第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成 定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日 十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十一条の改正規 第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並び

5十四条中国民健康保険法第百九条及び第百十九条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規、附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほ か、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成一九年一二月五日法律第一二五号) 抄

(施行期日) 次の各号に掲げる規定は、

そ

| れぞれ当該各号に定める日から施行する。| 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、

から五まで

第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十一 (平成一九年一二月五日法律第一二九号) 抄 条の規定 令和四 应 月 日

附

第一条 この法律は、 行する。 (施行期日) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内にお いて政令で定める日 から施

抄

則 (平成二〇年四月一八日法律第一七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (平成二〇年五月二日法律第二六号)

抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。 (施行期日)

(施行期日) (平成二〇年六月一八日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、 律第九十三号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。 律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 人に関する法律(平成二十年法)附則第九条の規定は、この法

(厚生労働省令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 定める。 厚生労働省令で

附 則 (平成二〇年一二月一九日法律第九三号)

抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、 該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、

当

第二十七条並びに附則第三条、 第八条、 第十九条、第二十条及び第二十五条の規定 公布

(政令への委任)

第二十五条 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専 は、政令で定める。
門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置

則 (平成二一年六月五日法律第四九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 (平成二十一年法律第四十八号)の 施行

(処分等に関する経過措置) 附則第九条の規定 この法律の公布の日

| 以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。 指定その他の処分又は

よりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。 る改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定に 知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律によ

令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法 請、届出その他の行為とみなす。

3 ものとみなして、新法令の規定を適用する。 るもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていない 事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあこの法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない

(命令の効力に関する経過措置)

第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。 相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法 第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法

(政令への委任)

則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰

則 (平成二一年一二月四日法律第九七号) 抄

則

(施行期日)

附

一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する (施行期日)

第

則 (平成二三年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

ら第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項か 七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、 公布の日から

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定め

則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 (施行期日) ただし、次の各号に掲げる規定は、 当

第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための 正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十 特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改 くは」を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第 から第五十二条までの規定 公布の日 章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若し

(平成二三年八月三〇日法律第一〇七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、

平成二十三年十月一日から施行する

(施行期日) 附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号)

抄

一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

第

則 (平成二四年四月六日法律第二七号)

第一条 この法律は、 行する。 (施行期日) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する (施行期日)

附 則 (平成二四年九月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 ら施行する。 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

則 (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。 第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 定は、公布の日から施行する。 (政令への委任) ただし、 附則第六条及び第十九条の規 政令で定め

附 則 (平成二五年五月一六日法律第一五号) 抄

(施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 る日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。)、第十五条 (武力攻撃事態等にお 六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表 規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十 条第三項の改正規定に限る。)、第十三条(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五 条、第十条、第十一条(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十七 規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を 第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正 七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、 の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える部分に限る。)、同法第 十五)/」に、「第八十六条の十五―第八十六条の十七」を「第八十六条の十六―第八十六条 定に限る。)及び第十六条の規定 ける国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規 十六号)第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正 加える改正規定に限る。)、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九 「/第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)/第四款 安否情報の提供等(第八十六条の 第二条(災害対策基本法目次の改正規定(「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)」を 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほ か、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

(施行期日

則

(平成二五年六月二六日法律第六三号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第百三十九条、第百四十三条、第百四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日 条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 る経過措置を含む。) は、政令で定める。 (罰則に関す

則 (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、 (処分等の効力) 公布の日から施行する。

いて同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条にお 規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの 法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

則 (平成二五年一一月二七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

から施行する。ただし、附則第六条から第十条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行す第一条 この法律は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

施 行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

(平成二十五年法律第八十四号)

の公

1の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推 (施行期日) (平成二五年一二月一三日法律第一〇九号) 抄

2 定める施策の実施の状況に配慮しなければならない 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、 アルコー ル健康障害対策推進基本計画に

則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日

附

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

該各号に定める日から施行する。 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第 一項

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

の規定 平成二十六年十月一日

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定め

(政令への委任)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

第十三条の規定 公布の日 法律(平成二十四年法律第六十七号)第六十五条の改正規定に限る。)、第八条、 合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 附則第三条、第七条(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 第十二条及び 保育等の

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、 該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当

第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

平成二十七年三月一日 年法律第百十五号)、国民年金法 第四号の改正規定(「昭和五十九年法律第七十七号)」の下に「、厚生年金保険法(昭和二十九までの規定及び附則第十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第七条第一項 正規定、同法第百条の二の改正規定、同法第百条の四第一項第七号の次に一号を加える改正規第七十八条の七及び第七十八条の十五の改正規定、同法第九十条第一項にただし書を加える改 中厚生年金保険法第二十八条の次に三条を加える改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第百九条の十第一項第二号の改正規定及び同法附則第七条の五第一項の改正規定並びに第三条 定、同法第百条の九の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第四条から第七条 に一号を加える改正規定、同法第百九条の九の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法 し書を加える改正規定、同法第百八条第一項の改正規定、同法第百九条の四第一項第四号の 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四条の二を同法第十四条 五とする改正規定、同法第十四条の次に三条を加える改正規定、同法第百一条第一項にただ (昭和三十四年法律第百四十一号)」を加える部分に限る。) 次

(その他の経過措置の政令への委任) 七条第一項第四号の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 第五条の規定並びに附則第八条及び第九条の規定並びに附則第十八条中厚生労働省設置法第 平成二十七年四月一日

第十九条 この附則に規定するもののほ か、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定め

る

行期日) 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。 当該各号に定める日から施行する。 以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後の の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。 規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の

(その他の経過措置の政令等への委任)

(罰則に関する経過措置を含む。) は、 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 政令(人事院の所掌する事項については、 人事院規則)で

則 (平成二六年六月二五日法律第七九号)

抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただ

七十一条及び第七十二条の規定 公布の日 一十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第业びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条

則 (平成二六年六月二七日法律第九八号) 抄

(施行期日)

ら施行する。ただし、附則第三条の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日か 布の日のいずれか遅い日から施行する。 伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の公布の日又はこの法律の公

則 (平成二六年六月二七日法律第一〇〇号) 抄

1 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

則 (平成二六年一一月二八日法律第一三七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 次条及び附則第六条の規定

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定め

則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 :一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

> 附則第七条の規定 公布の日

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正に伴う調整規定

第二十九条 施行日がアルコール健康障害対策基本法附則第一条第一項ただし書に規定する規定 施行の日後である場合には、第十一条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の二の次7二十九条 施行日がアルコール健康障害対策基本法附則第一条第一項ただし書に規定する規定の (同項中第四十六号の四を第四十六号の二とする部分に限る。) 及び前条の規定は、適用しな に一号を加える改正規定中「同項第八十九号の二」とあるのは「同項第八十九号の三」と、「八 同項中第四十六号の四を第四十六号の二とする部分に限る。)及び前条の規定は、適用しない。-九の三」とあるのは「八十九の四」とし、第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定

則 (平成二七年九月一六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施 五条から第二十七条までの規定並びに第四十七条、第四十八条及び第五十条(第一号を除く。) 行 日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 規定(指定試験機関に係る部分に限る。)並びに附則第八条から第十一条までの規定は、 1する。ただし、第十条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十三条まで及び第二十

(平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定)

律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法 十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。)、第六十六号」とあるのは、 十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四 (政令への委任) |第六十五号| とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

第十九条 る。 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、 次項の規定は、 公布の日から施行

則 (平成二八年三月三〇日法律第一二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する 附 抄

(平成二八年三月三一日法律第二一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

三十四条及び第三十五条の規定 公布の日 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、 第七条、 第九条、 第三十一 条、 第三十二条、 第

(平成二八年一一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

当

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。 ただし、 第一章、 第三章、 第百三条、 第百六条、 第百七条、 第百十条 (第八十条 (第八

十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三 公布の日から施行する。 (第十二号に係る部分に限る。)、第百十四条及び第百十五条の規定並びに附則第五条から第九条 十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。) に係る部分に限る。)、第百十二条

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 る経過措置を含む。) は、政令で定める。 抄 (罰則に関す

(平成二八年一二月一六日法律第一〇七号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 則 (平成二八年一二月二六日法律第一一四号)

抄

第一条この法律は、 る日から施行する。 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

規定 平成二十九年十月一日 掲げる改正規定を除く。)並びに次条第二項並びに附則第六条から第九条まで及び第十七条の 第五条の規定(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び第一号に

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

(施行期日) (平成二九年四月一四日法律第一六号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、附則第四条、第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。 (政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

(平成二九年六月一六日法律第五九号)

この法律は、 附 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

則 (平成三〇年四月一三日法律第一三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

則 (平成三〇年六月一三日法律第四六号)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 及び二略

並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算し及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定 て三年を超えない範囲内において政令で定める日 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制

則 (平成三〇年七月六日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当

正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定(「(平成十年法律第四十六号)」の下に「、労則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第五十二号の改法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附 る部分に限る。)並びに附則第三十条の規定 働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加え 十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する 附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二 第十八条中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改正規定、 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則 公布の日

規定を除く。)の規定 令和二年四月一日 九条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第二十条(前号に掲げる規定を除く。)の規 第十三条及び第十七条の規定、附則第十八条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十 定、附則第二十一条、第二十三条及び第二十六条の規定並びに附則第二十八条(前号に掲げる 七条及び第八条の規定並びに附則第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十一条、 第五条の規定(労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。)並びに第

(政令への委任)

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過 経過措置を含む。)は、政令で定める。 措置 (罰則に関する

(平成三〇年一二月一四日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

附

1

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 から施

則 (平成三〇年一二月一四日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) 附

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

附 則 (平成三一年四月二四日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働 条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。 省設置法(平成十一年法律第九十七号)第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一

(令和元年五月二二日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 号に定める日から施行する。

に第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十三条の二第一項の法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並び 改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 る改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加 公布の日

同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第百四条の改正規定、第十二条の規定 (第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第百十五条の四十五中第五項を第九項とし、 (第一号に掲げる改正規定を除く。)、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。)、第四条の規定、第六条の規定

第十四条中船員保険法第百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法 項の次に四項を加える改正規定及び同法第百十七条第三項第六号の改正規定を除く。)並びに

則第十四条の規定 令和二年十月一日 方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百十二条第三項の改正規定及び附共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

(施行期日) (令和元年六月一二日法律第三三号)

抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する

(施行期日) (令和元年一一月二二日法律第五五号) 抄

から起算して二月を経過した日から施行する。 一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、 第三章及び附則第四条の規定は、 公布 の

(令和元年一二月四日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行期日) いら施

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 る経過措置を含む。) は、政令で定める。 (政令への委任) (罰則に関す

則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

での規定 十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条まびに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並 公布の日

(令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 号に定める日から施行する。 令和三年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

附則(令和二年一二月一一日法律第七八号) 抄を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日 おその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一 規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりな第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正 部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定のに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の (見出しを含む。) 及び第十二条(見出しを含む。) の改正規定、第六条及び第八条の規定並 3

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 行する。 ただし、次条及び附則第三十三条の規定は、公布の日から施行する。 から施

抄

(令和三年六月一六日法律第七四号)

行期日)

行する。ただし、第三章、第十八条から第二十条まで及び第二十二条並びに附則第五条から第七第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 条までの規定は、 令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、 号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各

第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第 一項の改正規定並びに附則第二十八

(政令への委任) 五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日 項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十 方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一 改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地 年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の 第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条 の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少 前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第 三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の 一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法 一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、 第二条の規 「第四十七

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定め

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号) ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。 (処分等に関する経過措置) の施行の日 から施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含 後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条 又は通知その他の行為とみなす。 定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行 以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指 において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分

| の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出そ より相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、 ないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法 なければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされてい この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をし 新法令の

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織 この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項 (昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、 内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 この法律の施行に関し必要な経

(施行期日)

則

(令和四年六月二二日法律第七七号)

抄

律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。1一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 この法

四年法律第七十六号) 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

則 (令和四年一二月一六日法律第一〇四号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、 号に定める日から施行する。 (施行期日) 次の各号に掲げる規定は、 当該各

二及び三略 びに附則第三条、 条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定(「、精神病質」を削る部分に限る。) 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。) 第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日 並第

規定、第十三条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第十四条の規定(同号に掲げる改 算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 正規定を除く。)及び第十五条中精神保健福祉士法第二条の改正規定(「第五条第十八項」を 第五条第十九項」に改める部分に限る。)並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の 公布の日から起

る経過措置を含む。) は、政令で定める。 (令和五年三月三一日法律第八号)

抄

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置

(罰則に関す

(政令への委任)

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 則 (令和五年五月二六日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。 ら施行する。 ただし、 附則第六条の規定は、 公布の日 カコ

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。 その他の処分又は通知その他の行為とみなす。 び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、 の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及 以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした許可、認 指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律

の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定にこの法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出そ より相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 ないものについては、 なければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされてい この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をし 法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、 これを、 新法

> 令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の 規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法 に基づいて発せられた相当の内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項の内閣府 第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定 令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。 (昭和二十三年法律第百二十号) 第十二条

(政令への委任)

(令和

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰